

小平市空き家等の適正な管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小平市空き家等の適正な管理に関する条例（平成24年条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勧告)

第2条 条例第5条第2項の勧告は、勧告書（別記様式）により行うものとする。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

第 号
年 月 日

様

小平市長



勧告書

あなたの所有(管理)する下記の空き家等について、小平市空き家等の適正な管理に関する条例第5条第2項の規定に基づき、速やかに必要な措置を講ずるよう勧告します。

記

空き家等の所在地等	
勧告の理由	
必要な措置	
履行期限	
備考	